

特定非営利活動法人ふらっと Sakai
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふらっと Sakai という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、こども、若者、保護者その他地域住民に対して、こども食堂、居場所づくり、学習支援、相談支援、生活支援、子育て支援、地域福祉活動及び地域における多様な主体との協働を通じて事業を行い、地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 災害救援活動
- ⑤ 地域安全活動
- ⑥ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑦ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑧ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑨ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑩ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑪ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑫ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① こども、若者、保護者その他地域住民に対する重層的総合支援事業
- ② 弁当・惣菜その他食品を活用した地域及び子育て支援事業

③ 制服・学用品その他子育て用品のリユース事業

④ 地域活動団体及びネットワーク支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条にお

いて同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法若しくはネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)等の方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システム等の方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法

をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム等の方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システム等の方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	太 田 佳 世
副理事長	西 野 聡 子
理事	佐々木 綾 子

監事	下 田 丈 太
----	---------

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員会費 5,000 円 (1 年間分) 正会員入会金 0 円
 - (2) 賛助会員会費 個人 1,000 円 (1 年間分) 団体 10,000 円 (1 年間分)
賛助会員入会金 0 円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 ふらっと Sakai

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事	おおた かよ 太田 佳世		有
理 事	にしの さとこ 西野 聡子		無
理 事	ささき あやこ 佐々木 綾子		無
監 事	しもだ じょうた 下田 丈太		無

設立趣旨書

特定非営利活動法人ふらっと Sakai
設立代表者 太田佳世

1 趣旨

私たちは、「誰もが安心して立ち寄ることができ、地域の中でつながり合える居場所をつくりたい」という思いから活動を開始しました。

これまで約9年間、こども食堂を中心とした活動を継続し、食事の提供だけではなく、子どもや保護者が安心して過ごせる居場所づくり、地域住民との交流、学習支援、子育て相談、フードパントリーなど、地域の実情に応じた様々な支援に取り組んできました。

活動を続ける中で、不登校や生活困窮、子育てへの不安、地域における孤独・孤立など、子どもや家庭を取り巻く課題は年々複雑化・多様化していることを実感しています。また、課題を抱える家庭ほど地域とのつながりを持ちにくく、支援が届きにくい現状も数多く見してきました。

私たちは、こども食堂を単なる食事提供の場ではなく、人と人がつながり、地域で見守り合い、必要な支援へつながる入口となる「地域のプラットフォーム」と位置付けています。また、行政、学校、社会福祉協議会、企業、地域住民、市民活動団体等と連携しながら、地域全体で子どもや家庭を支える仕組みづくりを進めてきました。

地域交流を目的とした事業など活動の幅も広がり、さらに休眠預金等活用事業への参画を契機として、地域に必要な支援を継続的かつ安定的に提供できる体制づくりが今後私たちに必要だと考えています。

こうした活動を将来にわたり継続・発展させるためには、任意団体としての活動だけでなく、法人として組織運営の透明性や公益性を高め、継続的な財源確保、人材育成及び適切なガバナンス体制を構築することが必要であると考えました。

これまで地域の皆様とともに積み重ねてきた活動をさらに発展させ、誰もが安心して暮らし、互いに支え合うことのできる地域共生社会の実現に寄与することを目的として、「特定非営利活動法人ふらっと Sakai」を設立することといたしました。

2 申請に至るまでの経過

私たちは任意団体として活動を継続し、他機関との連携を深めながら地域課題の解決に取り組んできました。令和7年度の休眠預金等活用事業への参画を契機として、継続的かつ公益性の高い活動を実施するためには法人格の取得が必要であるとの認識に至り、設立準備を進め、令和8年9月7日に設立総会を開催し、特定非営利活動法人の設立について議決しました。

以上の経過を経て、ここに特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動法人ふらっと Sakai の設立認証を申請するものです。

初年度活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ふらっとSakai
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	30,000	80,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,127,000		
施設等受入評価益	0	1,127,000	
3 受取助成金			
休眠預金等活用事業助成金	6,255,096	6,255,096	
4 事業収益			
こども、若者、保護者その他地域住民に対する重層的総合支援事業収益	78,000		
弁当・惣菜その他食品を活用した地域及び子育て支援事業収益	219,500		
制服・学用品その他子育て用品のリユース事業収益	50,000		
地域活動団体及びネットワーク支援事業収益	30,000	377,500	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			7,839,596
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,247,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	2,247,000		
(2) その他経費			
地代家賃	442,240		
旅費交通費	29,325		
水道光熱費	84,000		
食材費	274,800		
消耗品費	603,000		
研修費	25,000		
修繕費	2,174,619		
印刷製本費	43,000		
委託費	375,500		
通信費	44,880		
支払手数料	19,800		
その他経費計	4,116,164		
事業費計		6,363,164	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	50,000		
給料手当	86,400		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	136,400		
(2) その他経費			
地代家賃	110,560		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他	0		
その他経費計	110,560		
管理費計		246,960	
経常費用計			6,610,124
当期経常増減額			1,229,472
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,229,472
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			1,229,472

翌年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人ふらっとSakai
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	30,000	80,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3 受取助成金等			
休眠預金等活用事業助成金	7,952,925		
東深井連合自治会助成金	60,000		
その他助成金	0	8,012,925	
4 事業収益			
こども、若者、保護者その他地域住民に対する重層的総合支援事業収益	156,000		
弁当・惣菜その他食品を活用した地域及び子育て支援事業収益	799,000		
制服・学用品その他子育て用品のリユース事業収益	50,000		
地域活動団体及びネットワーク支援事業収益	60,000	1,065,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			9,157,925
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,494,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	4,494,000		
(2) その他経費			
地代家賃	884,480		
旅費交通費	60,000		
水道光熱費	168,000		
食材費	619,200		
消耗品費	756,000		
研修費	50,000		
修繕費	0		
印刷製本費	46,000		
委託費	0		
通信費	89,760		
支払手数料	39,600		
その他経費計	2,713,040		
事業費計		7,207,040	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	50,000		
給料手当	172,800		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	222,800		
(2) その他経費			
地代家賃	221,120		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他	0		
その他経費計	221,120		
管理費計		443,920	
経常費用計			7,650,960
当期経常増減額			1,506,965
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,506,965
前期繰越正味財産額			1,229,472
次期繰越正味財産額			2,736,437

初 年 度 事 業 計 画 書
(成立の日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人 ふらっと Sakai

I 事業の実施方針

ふらっと Sakai は、「未就学から大人まで途切れ目のない支援体制と地域の中で気軽に相談できる拠点の構築」を中心に、誰もが安心して集い、相談できる地域の居場所づくりを進めます。地域における孤立、不登校、子育て不安、生活困窮などの課題に対応するため、食の支援、学習支援、不登校支援、地域交流活動を充実させ、誰もが気軽に立ち寄り相談できる居場所づくりを推進します。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) こども、若者、保護者その他地域住民に対する重層的総合支援事業

【内 容】 みんなで晩ごはん、学びば・高校生の居場所づくり、小学生の居場所づくり（放課後）、大人の集いば、学校に行きづらいこどもと保護者の居場所づくり（ホームエデュケーション）、子育てや家計生活についての相談機能窓口、フードパントリー、地域へのおでかけ、ボランティア活動等の実施

【実施場所】 堺市中区深井東町 3139 デイサービス彩り 2 階

【実施日時】 毎週水曜日 14 時～19 時半、金曜日 16 時～19 時半

【事業の対象者】 小中高年生・大学生と保護者、地域住民

【収 入】 78,000 円（参加費 78,000 円）

【支 出】 6,018,304 円（人件費 2,247,000 円、地代家賃 442,240 円、水道光熱費 84,000 円、食材費 140,000 円、消耗品費 395,940 円、旅費交通費 29,325 円、研修費 25,000 円、修繕費 2,174,619 円、印刷製本費 40,000 円、委託費 375,500 円、通信費 44,880 円、支払手数料 19,800 円）

(2) 弁当・惣菜その他食品を活用した地域及び子育て支援事業

【内 容】 お弁当総菜販売事業を通じて地域食支援活動に繋げる

【実施場所】 堺市中区深井東町 3139 デイサービス彩り 2 階

【実施日時】 毎週水曜日 18 時～19 時半

【事業の対象者】 小中高年生・大学生と保護者、地域住民

【収 入】 219,500 円（弁当・惣菜販売収入 189,500 円、寄付付き弁当 30,000 円）

【支 出】 331,860 円（食材費 134,800 円、消耗品費 197,060 円）

(3) 制服・学用品その他子育て用品のリユース事業

【内 容】 制服や学用品の寄付を受け付け、必要とする家庭へ繋ぐリユース事業実施に向けた準備と実施。子育て世帯の経済的負担の軽減及び資源の有効活用を図る。

【実施場所】 堺市中区深井東町 3139 デイサービス彩り 2 階

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 小中高年生とその保護者

【収 入】 50,000 円（制服・学用品販売収入 50,000 円）

【支 出】 10,000 円（消耗品費 10,000 円）

(4) 地域活動団体及びネットワーク支援事業（視察・研修の受入れ）

【内 容】 こども食堂や地域の居場所づくりに関心のある団体、企業等を対象に、視察・研修の受入れを行う。活動の経緯や運営方法、地域課題、ボランティア・大学生との連携、資金調達、法人化までの経緯等について紹介するとともに、施設見学、活動見学、講座や意見交換等を通じて、これから地域活動や居場所づくりを始める方への情報提供及び交流の機会を提供する。

【実施場所】 堺市中区深井東町 3139 デイサービス彩り 2 階

【実施日時】 随時（年 3 回程度）

【事業の対象者】 子ども食堂や地域の居場所づくりを実施している、または今後実施を検討している市民活動団体、NPO 法人、企業、行政機関、学校、学生等

【収 入】 30,000 円（視察・研修受入協力金 30,000 円）

【支 出】 3,000 円（配布資料の印刷製本費 3,000 円）

翌年度事業計画書
(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

特定非営利活動法人 ふらっと Sakai

I 事業の実施方針

ふらっと Sakai は、「未就学から大人まで途切れ目のない支援体制と地域の中で気軽に相談できる拠点の構築」を中心に、誰もが安心して集い、相談できる地域の居場所づくりを進めます。地域における孤立、不登校、子育て不安、生活困窮などの課題に対応するため、食の支援、学習支援、不登校支援、地域交流活動を充実させ、誰もが気軽に立ち寄り相談できる居場所づくりを推進します。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) こども、若者、保護者その他地域住民に対する重層的総合支援事業

【内 容】 みんなで晩ごはん、学びば・高校生の居場所づくり、小学生の居場所づくり（放課後）、大人の集いば、学校に行きづらいこどもと保護者の居場所づくり（ホームエデュケーション）、子育てや家計生活についての相談機能窓口、フードパントリー、地域へのおでかけ、ボランティア活動等の実施

【実施場所】 堺市中区深井東町 3139 デイサービス彩り 2 階

【実施日時】 毎週水曜日 14 時～19 時半、金曜日 16 時～19 時半

【事業の対象者】 小中高校生・大学生と保護者、地域住民

【収 入】 156,000 円（参加費 156,000 円）

【支 出】 6,771,040 円（人件費 4,494,000 円、地代家賃 884,480 円、水道光熱費 168,000 円、食材費 280,000 円、消耗品費 665,200 円、旅費交通費 60,000 円、研修費 50,000 円、印刷製本費 40,000 円、通信 費 89,760 円、支払手数料 39,600 円）

(2) 弁当・惣菜その他食品を活用した地域及び子育て支援事業

【内 容】 お弁当惣菜販売事業を通じて地域食支援活動に繋げる

【実施場所】 堺市中区深井東町 3139 デイサービス彩り 2 階

【実施日時】 毎週水曜日 18 時～19 時半

【事業の対象者】 小中高校生・大学生と保護者、地域住民

【収 入】 799,000 円（弁当・惣菜販売収入 679,000 円、寄付付き弁当 120,000 円）

【支 出】 420,000 円（食材費 339,200 円、消耗品費 80,800 円）

(3) 制服・学用品その他子育て用品のリユース事業

【内 容】 地域から寄付された制服、学用品及び日用品を必要とする家庭へ提供するリユース事業を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減及び資源の有効活用を図る。

【実施場所】 堺市中区深井東町 3139 デイサービス彩り 2 階

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 小中高校生とその保護者

【収 入】 50,000 円（制服・学用品販売収入 50,000 円）

【支 出】 10,000 円（消耗品費 10,000 円）

(4) 地域活動団体及びネットワーク支援事業（視察・研修の受入れ）

【内 容】 こども食堂や地域の居場所づくりに関心のある団体、企業等を対象に、視察・研修の受入れを行う。活動の経緯や運営方法、地域課題、ボランティア・大学生との連携、資金調達、法人化までの経緯等について紹介するとともに、施設見学、活動見学、講座や意見交換等を通じて、これから地域活動や居場所づくりを始める方への情報提供及び交流の機会を提供する。

【実施場所】 堺市中区深井東町 3139 デイサービス彩り 2 階

【実施日時】 随時（年 6 回程度）

【事業の対象者】 子ども食堂や地域の居場所づくりを実施している、または今後実施を検討している市民活動団体、NPO 法人、企業、行政機関、学校、学生等

【収 入】 60,000 円（視察・研修受入協力金 60,000 円）

【支 出】 6,000 円（配布資料の印刷製本費 6,000 円）